

大量化・長期化する失業者の生活と 雇用・就労保障の現状と課題

草島 和幸

1. 最悪の記録を更新する完全失業と生活不安の拡大

「昨年来厳しさを増した家計や企業の景況感が実体経済全般にまで影響を及ぼしており、景気は停滞し、一層厳しさを増している。」とするのは政府・経済企画庁が4月10日に発表した「月例経済報告」である。これを裏付けるように97年度の「未払い賃金、国の立て替え額26%増、過去最高」（4月12日・日経新聞）、「負債最悪、15兆円超す（15兆1203億円）、貸倒り型急増」（4月15日各紙）として“前年度比で負債総額は64.5%増で史上最悪、倒産件数は17.4%増の1万7439件で12年ぶり”などである。

こうした最近の日本経済めぐる景気・経済指標の一つとしての雇用・失業が最悪の状態であることは国民生活を無視する政治の当然の成り行きと言わざるを得ないところであろう。完全失業率が初めて史上最悪の3.5%となったのは96年1月であり以後の25ヵ月間にわたり僅かな変動はあるものの実数では200～250万人におよぶ大量の完全失業者が存在し続けてきた。事態がより悪化し深刻化することを示唆するのが98年2月の労働力調査結果であり遂に完全失業率3.6%、失業者数246万人となったことである（4月末に発表された3月分の速報ではさらに悪化し3.9%・277万人となった）。こうした指標から当面する雇用失業をめぐる課題と問題点を読み取ることができるだろう。

(1) 雇用労働者を含む就業者数の減少と非労働力人口の増加

就業者数は6411万人であり前年同月比7万人減少したが男女別では男・－18万人、女・＋11万人であり、その内訳は雇用労働者4万人、自営業者・家族従業者2万人の減少となっている。不況期に入ってから就業者数が減少したことは95年11月～96年2月にもあるがその直後には増加に転じてきた。こうした就業数の変動の一般的な要因は農林漁業・自営業とその家族労働者の一貫した減少傾向が続くためであるがその大部分は雇用労働者化、とりわけサービス業への就業増加によって吸収されてきたとみられる。

雇用労働者数は男女で＋・－の違いがあるが結果として減少となったのだが雇用労働者のみではこの傾向が一層顕著であり男・－18万人、女・＋14万人とされている。しかし産業別の変動を見るとそう単純ではない。主な産業別の雇用労働者数の変動は次のとおりである。建設業・－7万人（男－11万人・女＋4万人）、製造業・－47万人（男－17万人・女－30万人）、運輸通信業・－3万人（男－7万人・女＋4万人）、卸小売飲食業＋17万人（男－4万人・女＋21万人）、サービス業・＋33万人（男＋24万人・女＋9万人）などである。こうした状況を1ヵ月分の速報だけで速断はできないが男性雇用労働者の減少が大きいことは企業のリストラが集中したであろうことを伺わせるが、同時に製造業における女性労働者の大幅な減少がパート労働者の雇い止め（事実上の解雇）によるものと思われる。

就業者数減少の要因にもなると思われるのが

15～64歳の労働力人口のうち就業のための活動をしなない非労働力人口の増加であり98年2月調査では前年同月比62万人、うち男が34万人も増加している。長期化する不況と厳しい雇用情勢のもとで雇用・自営業もあわせた就業を諦めた人達の増加は水面下で失業者が増加しているわけである。

先に見たとおりの企業倒産の激増は金融機関の貸し渋りが激化した98年に入ってからさらに増加したことを考慮すれば就業者数の減少と水面下での失業者増をとめないながら雇用と失業がさらに悪化することは明らかである。

(2) 数・率ともに最多・最高となった完全失業

労働力調査による完全失業は実数と率ともに「昭和28年以降で最多（最高）となっている。」とされる。敗戦（1945年）直後の混乱期をようやく抜け出した1953年以降には見られなかった最悪の事態である。その内訳でも“非自発的な離職者（解雇など）”は69万人であり、前年同月比で1月の13万人増から16万人増となっている一方で“自発的な離職者（転職希望など）”が90万人と前年同月比で1・2月がそれぞれ6万人減と4万人減となっている。

相次ぐ倒産や経営不振による失業とともに大規模なリストラ・合理化による人減らしが強行されたことを裏付けている。同時により良い労働条件を求めるなどの転職希望もあきらめて我慢する労働者の実像が浮かびあがってくる。また、このなかには10万人もの学卒未就職者がいることを重視すべきである。ここ数年来の学卒未就職者はピークである3～5月には20万人を超えるが、年齢別失業率の2つのピークを構成する15～24歳・7.3%と55～64歳・4.8%の内実を見る上でも重大である。

年齢別の完全失業率を算定する労働力人口(15歳以上人口から非労働力人口を差し引いた数)にしめる完全失業者数は比率の低い高齢者が約83万人で若年層が約63万人であり比率だけの比

較では今日の失業者をめぐる労働と生活の内実は判断できない。例えば15～24歳層には10万人の学卒未就職者をふくみ、その多くは独身者で親がかりで生活していると推測できる。それ以上の年齢層の失業が妻と子どもを合わせた生活危機と直結していることは明らかであり、とりわけ55～64歳層が当面する生活維持とともに住宅や教育その他で高額な借金（各種のローンなど）を抱えていることも明らかである。

速報では数値は出されないが失業期間が長期化していることも重大であり、別の資料で補充することとする。98年2月の労働力調査特別調査は完全失業者(246万人)のうち失業期間「3ヵ月未満」が106万人・43.1%、「3～6ヵ月未満」が42万人・17.1%、「6ヵ月～1年未満」が45万人・18.3%、「1年以上」が51万人・20.7%であり、96年同月比で「『1年以上』は13ポイントの上昇となっている。なお、『1年以上』の割合は平成6年から6年連続して上昇」したとされている。これは男性に顕著であり約25%にもなり、6ヵ月以上を合わせると約50%にも達する。

この傾向の拡大は明白であり長期化する失業＝無収入状態が失業者本人と家族の生活危機をより深刻化させていると推測され、財界と政府による低賃金・無権利の労働者を拡大する賃金・雇用システム再編＝労働力流動化を加速する労働市場における「買手市場化」が拡大してその政策的誘導を容易にする基礎的条件とされている。

2. 失業の大量化と長期化が日本経済低迷の根源

90年代不況における政府の公式の景況判断によれば“93年10月には底を打ち、97年5月をピークに再び下降し”て現在はより悪化の方向にあるというのであり、その要因が内需の低迷＝国民の消費支出の低下にあるとされている。住宅・自動車・家電製品ばかりか百貨店・スーパーなどの売上が低迷していることで実証されている。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

こうした内需低迷を説明する最大のキーポイントは国民の現在と将来に対する「不安」であり、大量失業と再就職困難によるその長期化を目の前で見る現役労働者とその家族が現在と将来の生活防衛のために消費支出を抑制している現実今日の政治への根底からの不信の表明にほかならない。

大量失業が日本経済低迷の根源であることをいくつかの材料をもとに検討してみよう。

(1) 年間賃金・収入の喪失総額は7.5兆円

年間平均の完全失業者数はバブル経済崩壊前の90年が134万人、91年が136万人であり、200万人を超えたのは95年(210万人)以降で97年平均は230万人となる。これに就業活動を放棄して非労働力人口化(98年2月で約62万人)を加えると91年にくらべて最近時点で賃金・収入がゼロとなる失業者増加はおおよそ150万人と見てよいだろう。

国税庁がまとめた「民間給与の実態」による96年分の1人当たり平均給与は406.8万円(男568.5万円・女276.0万円)である。また失業者の実数では男・151万人、女・95万人であることと中高年が多いなどから1人当たり年間平均給与額は約500万円と見ることができる。この結果は勤労者世帯を中心にして1年間の家計収入が7.5兆円喪失したことになる。97年度の消費税率引上げなど年間9兆円規模の国民負担増の強要と合わせる時、消費低迷の原因とその規模の大きさが推測できる。

最高裁がまとめた97年中の自己破産は7万1299件で最悪だった96年を26.2%も上回り、その内訳でも住宅ローン返済に行き詰まった中高年層が増えているためだとされているが、やっと手に入れたマイホームを手放す労働者の無念と怒りが想像できるし失業増加と長期化がこうした事態をさらに拡大するだろう。

これらの賃金・収入の喪失が個人家計への重大な打撃であると同時に社会的費用負担も減少

させる。たとえば現役労働者が支払う所得税と社会保険料は使用者負担分をあわせて賃金の約20%だから年間で1.5兆円減額したことになる。すでに多くの年金基金や健康保険組合では賃上げの抑制とともに超低金利で予定利率が確保できないなどとともに被保険者数が減少して基金の解散や保険料率引上げも多発するなど不況の長期化・深刻化と日本経済低迷の悪循環が拡大されている。

(2) 勤労者世帯家計支出は5ヵ月連続減

総務庁の98年2月家計調査報告によれば勤労者世帯の消費支出は前年同月比で実質5ヵ月連続で下回ったとされている。5%以上の増減は被服及び履物、家具・家事用品、住居、保健医療が減少し、交通・通信、教育が増加している。自己選択的な支出を削り、公共料金と教育費に振り向けるやり繰りの内実が伺われる。こうした家計における支出抑制が可処分所得にしめる消費支出の割合の大幅なダウンとして現れ、平均消費性向は前年同月比は79.4%から75.1%へと4.3%も減少する。

同様な状況は勤労者世帯を含む全世帯の対前年同月比の消費支出が97年11月-2.1、12月-4.9、98年1月-4.0、2月-4.5%と4ヵ月連続している。こうした家計消費支出の大幅な減少は97年度のGDP(国内総生産)見通し515.8兆円のうち民間最終消費支出が310.3兆円と60%余を占めているもとで仮に年間を通じて消費支出が2%減少であるとすれば6.2兆円の巨額になり、失業による賃金・収入の喪失など日本経済の停滞と混迷の原因として確かめることができる。

3. 失業者の生活保障と雇用・就業対策の現状

80年代以降、日本の労働法制とそれを具体化すべき行政分野における雇用・就業促進対策はほぼ全面的に機能を停止されてきた。形式上は雇用対策法・職業安定法をはじめとして高齢者・

障害者・地域雇用開発その他の法律が数多く現存しているがそれらは一般の労働者や国民のための雇用・就業対策ではなく特定目的のための特定対策が掲げられているにすぎない。唯一の例外は雇用保険法第4章における「雇用安定事業等」であるがその財源は本来は失業労働者生活保障のために労使が折半で保険料負担する制度に便乗して企業の雇用対策支援のために運用される仕組みであり、財源も全額保険料として徴収され国庫負担は全くのゼロである。

こうしたもつで突発したのが95年1月の阪神・淡路大震災であり多数の人命とともに住宅・店舗・工場・事務所が大規模に破壊され10数万人の労働者と自営業者が失業状態となったにもかかわらず、失業者の生活保障と雇用・就業対策は無策であった。高速道路・鉄道・港湾や倒壊した大型ビルの撤去と再建には巨額な財政資金が投入されたがそれらの工事の主役は大型土木機械を使うゼネコンであり、労働力は各地から呼び寄せられた熟練労働者であった。

被災者でもある大量の失業者への対策は雇用保険による失業給付とその支給期間延長や資本金のある大企業が利用する僅かに助成率を高めた雇用助成給付金の適用にすぎなかった。これは雇用保険の適用事業所に雇用された労働者だけが対象であったが約1年半後にはすべてが終了した。問題はこうした制度から不当に排除されたパート労働者や自営業者とその家族労働者は全く無収入状態で放置されたことである。

しかし事実上空文化されてはいても現行法を積極的に活用すれば自営業者も含む全ての失業者の生活保障と雇用・就業促進対策は十分に可能であるとして、雇用対策法第13条による職業転換給付金制度などを活用すれば広範な被災失業者を対象に生活保障と雇用・就業対策が実行できるとした全労連・兵庫労連の要求と運動は政府によって完全に無視された。その理由は冷酷な資本の論理そのものであり、国庫負担による個人の生活保障はノーだというのである（政

策と運動は本誌NO19・21号参照）。

未曾有の大災害と労働者と国民が直面した重大な生活危機に対する政府の対応は現在の日本の歪んだ政治の象徴だろう。大量の失業が長期化する現状は自然災害とはその現れ方は違いますが直面する生活危機は同様である。それは地域に限定的でなく全国的規模でありすべての労働者と国民の現在と将来に対する限りない生活不安と直結していることからすれば今日の失業による生活保障と雇用・就業問題は日本が直面する最大の政治的、社会的緊急課題なのである。

(1) 失業者の生活保障の現状

今日の日本で失業者本人と家族の生活維持を保障する制度は雇用保険法による失業給付（基本手当）しかない。その金額は基本的には離職前賃金の60%であり、給付期間は年齢と被保険者期間によって区分されるが最低90日から最高300日であり、4種類の給付期間の延長（個別・訓練・広域・全国）もあるが、対象と規模が大きくなる広域・全国延長はほとんど活用されていない。

ヨーロッパ各国では保険からの給付が終了しても再就職できない場合には全額公費負担による失業手当が支給され、さらに就職できない場合には日本の生活保護と同様な公的扶助が適用されほとんど無期限の給付が保障される。ドイツの場合ではこの間に多様な就労対策が組み合わせられるが、就労中の労働者と同様の子どもの養育費と家賃補助が追加され点は日本とは大きく異なる失業者の生活保障である。

日本の雇用保険による失業給付期間は90日から300日と大きな開きがあるので単純ではないが高失業が長期化している現状からすれば95年以降に200万人を超える完全失業者に対して失業給付・基本手当受給実人員が80万人台（95年・82.5万人、96年・84.2万人）の現状は、完全失業者には雇用保険適用外の自営業者や給付期間切れの失業者がいると言うだけでは説明がつかない。

特集・雇用・失業問題とその打開への道

さらには現在の生活保護法による生活扶助適用に失業による無収入状態の人達が対象とされないことから見れば完全失業者の大半と雇用保険給付期間切れ、学卒未就職者などはなんらの生活保障がない状態で放置されているわけである。失業者の実状について東京都立労働研究所が95年から96年にかけて都内の職安窓口と都立の職業技術専門学校(旧職業訓練校)在校の約911人の中高年齢失業者を対象としたアンケート調査報告(96年3月刊、「東京の中高年齢離職者たち～長期不況下の企業行動・労働者の意識」)でその実態を見ていこう。

対象が中高年齢者で完全失業者の全体像ではないが深刻な生活危機に直面し、求人倍率が低く再就職がもっとも困難な人達であることから現在と将来の生活維持と雇用・就業確保を検討する上では多くの現実的課題を見ることができ

る。調査票の設問は30項目もあるがここでは「離職中の生活実態」に焦点を絞ることとする。

その前提となる離職時の平均賃金(年収)と退職金は、55歳未満=611.5万円・695.2万円、60歳未満=652.8万円・986.8万円、60歳以上=680.4万円・1092.5万円とかなり高水準でだがその理由は対象者の約60%が経営者・役員、部長・課長などの管理職であり比較的高賃金の技能工・熟練作業者が15%を占めているが何よりも勤続年数の長い中高年齢者だからである。

離職後の収入源と人数の年齢別の比率は表1・2のとおりだが、複数回答であることに留意すべきだろう。十数項目の収入源で上位を占めるのは、①雇用保険、②年金、③預金、④退職金、⑤配偶者のパート収入であるが高率なのが雇用保険であり、年齢差により年金と預金・退職金依存は変化するが共通する配偶者のパート

収入が底支えしていることが注目される。

各種の収入源を組合わせた平均月額額は34万7852円、年額は417万4224円であり離職前年収より約200万円減少している。詳細は触れる余地がないがこれらの人達のうち在学中の子どもがありが55歳未満で49.7%、60歳未満で31.4%、60歳以上でも13.1%であり、女子の場合には配偶者がいないが54.1%、在学中の子どもや扶養している親がいるなどは男子を上回っており収入源の組合が限定され、生活維持に必要な支出の増加を考慮すればその深刻な状態が推測できる。

この収入源で意外なのは雇用保険受給が60歳以上で約60%、60歳未満では50%以下となっていることである。理由と原因をこの調査で確かめることは不可能だが200万人を超える完全失業者がありながら雇用保険

表1 男子中高年齢離職者の収入源をみると(有効回答911人、複数回答)

雇用保険	494人	54.2%
自分の年金収入	367	40.3
預貯金の引き出し	338	37.1
退職一時金	262	28.8
もともと勤めていた配偶者(正社員)の収入	81	8.9
もともと勤めていた配偶者(パート等)の収入	118	13.0
退職したあとに配偶者が正社員として勤めにでた収入	7	0.8
退職したあとに配偶者がパート等として勤めにでた収入	27	3.0
子どもの収入	54	5.9
アパート、駐車場等不動産	49	5.4
金融機関からの借り入れ	25	2.7
その他	39	4.3

表2 男子中高年齢離職者の年齢階層別 収入源(複数回答)(列 %)

	55歳未満	60歳未満	60歳以上
雇用保険	49.0	43.8	59.7
公的年金等の年金収入	0.0	3.8	65.5
預貯金、その利息	49.7	50.5	28.5
退職一時金	40.5	32.9	23.9
配偶者：元から正社員	10.5	11.0	7.7
配偶者：元からパート	19.0	16.2	10.0
配偶者：新たに正社員	0.0	0.5	1.1
配偶者：新たにパート等	4.6	2.4	2.7
子ども勤労収入	2.6	7.6	6.2
アパート、駐車場等不動産収入	4.6	5.2	5.7
金融機関からの借り入れ	3.9	6.2	1.1
その他	5.9	6.2	3.1

出所：東京都立労働研究所「東京の中高年齢離職者たち」(96年3月)

受給実人員が80万人台に過ぎない現状を裏付ける結果であり雇用保険が失業者の失業中の生活保障システムとして機能していないことは明らかである。

また98年4月から年金法改悪によって年金と雇用保険の同時受給が制限されて高齢失業者の生活保障は実質的に大きく後退した。調査における再就職時の希望賃金は離職理由別に若干の違いはあるがおよそ年額430万円であり離職後の収入とほぼ同額であるが雇用保険と年金の併給がなくなったもとはさらに低額となるであろうと予想され、生活に追い詰められた大量の高齢失業者の労働市場への参入を加速して現役層の賃金・労働条件を引下げ圧力となるだろう。

(2) 大企業のリストラ戦略を追認する政府の雇用・労働政策

橋本内閣は「総合経済対策」として総事業費16兆円規模の補正予算を提出したがそのほとんどは従来型の公共事業の追加であり景気浮揚効果への疑問が高まっている。当面する雇用・失業対策については大量化・長期化への対策は全く見られない。わずかに盛り込まれたのは雇用助成金の適用範囲の拡大であり、雇用保険財源に依存するばかりか大企業がめざす人減らし「合理化」対策を推進ものである。

財界はかねてから企業内失業者を200万人以上も抱え込んでいるとして日本の失業者多発を喰い止めてきたといってきたが、その内実は様々な手法による人減らしリストラによりウソを論証する余地はない。雇用調整助成金適用拡大はこうした財界のウソを追認して財政支援を拡充する、本来の雇用・失業対策とは全く無関係であり、さらなるリストラ合理化で失業増加を促進するものである。

大企業利益を優先する産業政策とそれに従属する雇用・労働力政策を転換するための一連の労働法制改悪中止による大企業での雇用・就労促進策とともに政府の責任による失業者の生活

保障の抜本的拡充とともに新たな公的就労対策など積極的な雇用・就労対策が不可欠の緊急課題となっているのである。

4. 当面する雇用・失業問題の課題と対策

失業の多発と長期化が続く下で「ルールなき」といわれる日本資本主義の異常な実態と国民生活の危機の深刻さが浮き彫りになってきた。国民本位の財政・経済運営への転換による景気回復と安定した雇用拡大をめざすとともに当面する雇用・失業対策の拡充が緊急課題となっている。それは80年代から現在に至る労働者の生活と権利を踏みにじる労働基準法をはじめとする一連の労働法制改悪を中止させるとともに“人たるに値する”労働と生活保障拡充へと転換させることであり、その基本は以下の3点である。

第1は、労働条件の最低基準確立と差別的な雇用・労働条件を是正することである。

そのためには、①残業時間の上限規制と賃金割増し率引上げなど労働基準法改正、②最高裁判例として確定している「整理解雇の4要件」などを内容とした解雇規制の立法化、③ILOパート労働条約・家内労働条約の批准と国内法整備で雇用形態による賃金・労働条件の差別を是正する、などである。

第2は、すべての失業者の生活保障を確立することである。そのためには、①雇用保険・失業給付期間の広域・全国延長発動の基準を見直し長期失業者の生活を保障する、②雇用保険適用外の失業者（新規学卒者、農業・自営業者、パート・零細企業労働者・専業主婦など）への失業手当支給をめざしつつ当面は雇用対策法第13条による職業転換給付金制度などを積極的に活用する、③失業による無収入状態を対象とした生活保護制度の適用などその運用を弾力化する。

第3は、公的責任による失業者の就労機会の確保と拡充である。そのためには、①公共事業への失業者吸収率制度（高齢者雇用安定法第22

特集・雇用・失業問題とその打開への道

条、地域雇用開発促進法第19条)を活用すると同時に就労促進的な事業の種類・内容などを計画・実施する、②国・自治体が行なう公共事業や福祉サービス事業を受注する高齢者事業団など自主的に運営する非営利団体の発足と活動を積極的に支援する、③雇用保険失業給付の訓練延長給付と同水準の手当支給により、すべての年齢層を対象とする各種資格取得をふくむ広範囲の技能・技術を習得する全国規模の公的養成訓練を行ない雇用・就業機会を拡充する。

などであるが93年の緊急失業対策法廃止以来、政府が全面的に放棄してきた公的就労対策は今日の大量化し長期化する失業問題への対応として緊急であると同時に生活不安緩和にとって効果が大いものである。また、かつては市町村が実施した失業対策事業とは別に自主的な非営利団体による取り組みも始まっている。

その1つは北海道で高齢者がすすめている就労事業であるが自治体の支援による高齢者事業団など自主的団体が自治体発注事業とともに自らが開拓した民間企業からと住民からの仕事を請負い就労機会を広げている。すでに道内121市町村で多様な形態の非営利団体が活動して3500人が働いていると報告されている。そのうちの1つである雄武町高齢者事業団の96年度事業概要は別掲のとおりである。延べ人員当たりの賃金単価が低いなどの問題はあるが公共事業もふくめた就労内容の多様さは地域住民と密着した堅実な活動を見ることができる。この事業団へは立ち上がり資金400万円と毎年の訪問開拓費として140万円が道・町の折半負担で支出され活動を支援している点が注目される。

2つ目は2000年から本格化する介護保険と介護サービス事業への非営利団体の参加と活動である。保険本体によるサービスが余りにも低水準であるため事業実施主体の市町村では追加するサービスとしていわゆる上乘せ・横だし・下付けなど別途の財源対策も考慮しながら準備段階の介護サービスを開始しているが、この分野を21世紀の新たな市場とねらう営利目的の民間資本が参入競争を展開している。

民間企業の事業参入による収益源はヘルパーなど低コストの労働力投入やサービスの質を低下する等による搾取と収奪の強化以外にはない。すでに国民生活センターの調査でもヘルパーの低劣で苛酷な労働実態が明かとなっている。別掲はこうした介護サービス事業が市民団体から医療機関の各レベルでどのような種類の事業が可能かをまとめたものである。すでに生活協同組合などの取り組みも始まっているが市町村との連係による非営利団体による公的就労事業一種と位置付けた活動分野となるだろう。

別掲には日本より早くから始まったドイツの介護サービス事業に参加する高齢者福祉事業団が10万人のボランティア参加とともに大規模な事業展開をしていることがわる。介護サービスを企業の営利市場とするのではなく、まともな労働条件が保障された良質なサービスとして提供していく条件を拡大することが急務である。

なお、こうした活動への労働組合の参加はこれまでに日本の運動においては立遅れてきた雇用・失業問題を解決する課題への取り組みであると同時に未組織労働者を労働組合に組織する重要な運動と位置付けられるだろう。

(労働総研常任理事)

雄武町高齢者事業団・1996年度事業概要

1、受託総額 10,380,303円

公共事業 6,318,345円 (12件)
民間事業 2,958,397円 (9件)
一般家庭 1,103,561円 (77件)

賃金 7,345,311円
資材費 927,161円
事業収益 2,107,831円

2、就労内容

☆ 道路清掃	☆ ハガキ宛名書
☆ 公園清掃管理	☆ 庭木の剪定
☆ 施設環境整備	☆ 畑おこし
☆ 青少年旅行村管理	☆ 除草・草刈
☆ // 草刈	☆ 塀の改修
☆ 町道の草刈(補助)	☆ 家屋の補修
☆ 農道の草刈	☆ 建物清掃
☆ 町道道路維持(草刈)	☆ 刃物研磨
☆ 公園花壇管理	☆ ガラス拭き
☆ センター補助	☆ 不燃物片付他
☆ 樹木の冬囲(含除去)	☆ 薪積運搬等
☆ 保育所草刈・除草	☆ 除雪等
☆ 神社除草(町行事)	☆ 遊園地草刈り
☆ 3角くじ糊付け作業	☆ 北隆鉦山の碑清掃
☆ 防雪林の枝打ち	☆ 道路標識建て込み

3、就労人員 実人員 29名
延人員 1,215名

4、就労日数 286日

介護サービス事業参考資料

●実践活動への参加——市民参加/施設参加/組織参加

(例) ドイツ高齢者福祉事業団(AMO)＝高齢者ホーム673か所、在宅ソーシャルステーション1,523か所、専任職員数8万人、ボランティア10万人、会員数65万人

■地域、病院、診療所、施設で実施できるものは何か

図表 施設や地域で実施できる介護保険事業は何か

区 分	事業の種類
●市民団体でも挑戦できるもの	ホームヘルプサービス/訪問入浴サービス/見回りサービス/配食サービス/外出介助サービス/移送サービス/寝具乾燥・消毒サービス/福祉用具の貸与・販売/住宅改造等
●専門職が入った市民団体の場合	デイサービス/痴呆性老人デイサービス/ショートステイ/痴呆性老人グループホーム/ケアマネジメント/健康相談/健康づくり事業等
●法人格をとった場合	在宅介護支援センター/訪問看護/訪問リハビリ/特別養護老人ホーム/老人保健施設/その他、全ての居宅サービス(医療を除く)
●医療機関の場合	訪問診療/老人デイケア/痴呆性老人デイケア/診療所療養型病床群/療養型病床群/老人性痴呆疾患療養病棟

出所：朝日健二「介護保険制度の要点」(あけび書房)